



2020年6月5日

株式会社 岩手銀行

## 当行キャッシュカードによるATMでのお引出しの一部制限について

株式会社岩手銀行（頭取 田口幸雄）では、特殊詐欺被害を防止するため、80歳以上のお客さまを対象に、当行キャッシュカードによるATMでのお引出しを一部制限させていただくことと致しました。

この取り組みは、最近の特殊詐欺被害において、ご高齢のお客さまから言葉巧みにキャッシュカードをだまし取り暗証番号を聞き出す「キャッシュカード手交型詐欺」が増加していることに対応するものです。

ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするため、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

### 1. 対象となるお客さま

80歳以上の個人のお客さま

### 2. 当行キャッシュカードによるATMでの1日あたりのお引出し限度額

1日あたりのお引出し限度額を20万円とします。

注）・生体認証付ICキャッシュカードによる生体認証取引の場合は対象外といたします。

・お引出し限度額を20万円より少ない金額で設定されている場合は、設定金額を限度額といたします。

### 3. 実施日

2020年7月1日（水）

### 4. 対象となるお客さまでお引出し限度額の解除を希望される場合

「キャッシュカード」と「運転免許証や健康保険証などご本人さまの確認資料」をお持ちのうえ、最寄りの本支店窓口へお申し出ください。なお、実施日前でもお手続きは可能です。

以上

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

岩手銀行 事務統括部 （小原） TEL：019-624-8414

**岩手銀行**